

事実関係の調査結果について

- 1 発生日時 平成18年10月23日(月) 14時30分頃
- 2 発生場所 苓北発電所構内(1号機灰処理原粉サイロ付近)
- 3 被災者 西日本プラント工業の三次協力会社社員(男性)
56歳(被災当時)
- 4 傷病内容 頸椎脱臼骨折
- 5 災害状況
 - 被災者は災害発生時、他の作業員4名と共に1号機灰輸送配管点検用の足場架設に従事しており、架設中の足場を降りる際に階段を踏み外し、約1.5mの高さから転落し、負傷した。
- 6 労働災害報告に関する事実
 - 被災後、被災者本人が大丈夫とのことから通常どおり勤務していたが、2日後の作業時の動作が不自然であったため、西日本プラント工業の一次協力会社は被災者に病院へ行くよう指示し受診させた結果、頸椎脱臼骨折で直ちに入院治療を要すると診断された。当該一次協力会社は、災害発生から2日経過しており、また西日本プラント工業及び当社に迷惑がかかると思い、労働基準監督署への報告をしないこととした。これを受け、二次及び三次協力会社は、労働災害が発生した事実を認識していたにもかかわらず労働基準監督署へ報告しないことに同意した。
 - 被災者は入院治療中に医師より後遺症の心配があると言われたため、三次協力会社に対して、労災保険の適用を申し出た。これを受け、一次、二次、三次協力会社は話し合った結果、災害発生から1ヶ月程度経過し、今更発電所構内で災害が発生したと言えないため、一次協力会社が「自社の工場内での災害」と偽って労働基準監督署へ報告した。
 - 労働基準監督署は、一次協力会社が報告した内容について調査する中で、災害発生場所が「苓北発電所構内」との疑いが生じたことから、捜査が開始された。